

議案第 23 号

宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 条例改正の概要について

1 改正の理由

事業者における不祥事が、早期に是正されることにより被害の防止を図ることを目的として制定された公益通報者保護法（以下「法律」という。）が、更なる実効性のあるものとするために、消費者庁等により法律の改正に向けた検討が行われてきました。その検討の結果、法律の改正が令和 2 年 6 月 12 日に公布され、令和 4 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

本市においても、法律の改正に伴い、通報者がより保護されやすくするために宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 公益通報者の範囲の拡大（条例第 2 条、法律第 2 条第 1 項）

退職後であっても、法令違反等の事実を知った者を退職金の不支給などの不利益取扱いから保護し、もって公益通報を促すことで是正につなげるべく、公益通報ができる職員等に、退職後 1 年以内の職員等を追加するものです。

(2) 損害賠償の制限（条例第 19 条、法律第 7 条）

公益通報によって損害を受けたことを理由として公益通報者又は公益通報に係る調査に協力した者（以下「公益通報者等」という。）が損害賠償義務を負うことは、不利益としては大きいものであり、損害賠償義務を負う懸念があれば、公益通報を躊躇することになり、公益通報を通じた法令順守が実現できません。そのため、損害賠償義務を負うことの職員の懸念を払拭することを目的として、公益通報によって損害を受けたことを理由として公益通報者等に賠償の請求を行わない旨の規定を追加するものです。

(3) 公益通報に対応する従事者の責務（条例第 22 条、法律第 12 条）

公益通報者等が安心して公益通報をすることができる環境を整備するため、公益通報に対応する従事者又は公益通報に対応する従事者であった者に、正当な理由がなく、公益通報に係る対応業務で知り得た事項であって公益通報者等を特定させるものを漏らしてはならないとする守秘義務の規定を追加するものです。

(4) 所要の改正

ア 第 19 条及び第 22 条が新設されたことに伴う目次、条ずれの改正

イ 用語の整理に伴う改正

※法律改正により、法律第 2 条第 3 項に規定する「通報対象事実」が、刑事罰の対象と

なる事実だけでなく、行政罰（過料）の対象となる事実も追加されました。

現行の条例第 2 条第 2 号に規定する「通報対象事実」には、既に法律改正後の通報対象事実も含んでいるため、本規定に関しては条例改正を行いません。

3 施行日

令和 4 年 6 月 1 日（公益通報者保護法が施行される日）